

計画作成年度	令和5年度
計画主体	美波町

## 美波町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 美波町 産業振興課  
所在地 徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18-1  
電話番号 0884-77-3617  
FAX番号 0884-77-1666  
メールアドレス sangyo@town.minami.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ノウサギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	徳島県 美波町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	211.9万円/234a
	野菜、果樹	—
サル	水稲	57.7万円/64a
	野菜、果樹	—
ニホンジカ	水稲	53.1万円/59a
	野菜、果樹	—
タヌキ・ハクビシン	水稲	—
	野菜・豆類	—

(2) 被害の傾向

本町では有害鳥獣の捕獲と田畑の防護の複合的な対策により、野生鳥獣による農作物等の被害減少に努めているが、依然として被害が継続している。

①イノシシ

イノシシによる被害区域は、美波町全域に広がっている。特に水稲、穀物類に被害が集中している。山間部、平野部への出没が多く、人的被害が発生する恐れがある。対策を実施した圃場においては被害減少傾向にあるが、対策を実施していない圃場には、依然被害が発生している。

②サル

サルによる被害は、年間を通じて発生している。被害区域は美波町全域に広がっており、一部の地域において群れでの出現が増大するとともに、被害金額が算出しにくい産直用や自家用野菜、果樹などに被害が拡大しており、生産意欲を大きく減退させている。また、住宅地への出没や空き家に侵入するなど、人への危害が懸念される。

③ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、年間を通じて発生している。ここ数年、住宅地

周辺での目撃例が大幅に増加するとともに、その被害は水稻、ブロッコリー、菜の花、ゆずなど収穫時期や成長に合わせて被害作物は多岐にわたり拡大している。

④タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ノウサギ

タヌキやハクビシン等による被害は、年間を通じて発生している。自家用野菜を中心に被害が拡大しており、生産意欲を大きく減退させている。

⑤アライグマ

現在町内での生息が確認されているが被害は報告されていない。徳島北部では被害が発生し、拡大傾向にあるため、美波町においても注意深く見守っていく必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害面積 (a)	イノシシ	234a	210.6a
	サル	64a	57.6a
	ニホンジカ	59a	53.1a
被害金額 (万円)	イノシシ	211.9万円	190.7万円
	サル	57.7万円	51.9万円
	ニホンジカ	53.1万円	47.8万円

目標値については、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」における鳥獣被害による農作物の被害額の重要目標達成指標を参考に、3年で一律1割減を目標としている。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	町の所有する捕獲檻の貸出や美波町猟友会による有害鳥獣の捕獲を実施している。 サル、ニホンジカ、イノシシの捕獲に対し報奨金制度を導入し、集落や農地に繰り返し出没する個体の捕獲を積極的に実施している。	猟友会員の高齢化が顕著なため、活動範囲の縮小と捕獲計画の達成が懸念される。 また、報奨金制度は、町の財政的負担が大きい。 さらに、鳥獣の行動域が隣接市町村にまたがっているため、周辺市町村との情報交換・一斉捕獲等の実施など連携を図り対応していくことも急務な課題となっている。
防護柵の設置等に関する	町内ほぼ全域において、金網柵、ネット柵、電気柵等を	侵入防止柵の設置は高齢者が多い地域においては労力負担が

る取組	設置している。	大きく、継続的かつ効果的な設置が困難になりつつある。効果的な設置ができておらず、防護効果を十分に発揮できていない場合がある。
生息環境管理その他の取組	有害鳥獣の習性や被害防止技術向上のための研修会を猟友会員を対象に実施している。 町所有の追い払いのための道具の貸出を行い、住民自らによる追い払い活動を支援する。	研修会では、より関心を高める新たな取組が必要である。

### (5) 今後の取組方針

<p>鳥獣の捕獲計画を達成するため、駆除等を行う猟友会員の確保・育成を図りながら、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けての体制整備を行っていく。</p> <p>イノシシ、ニホンジカについては、猟友会による有害捕獲及び個体数調整で生息密度を低下させる。積極的な捕獲が行われているが、年度により捕獲頭数の増減があるため、さらに捕獲の担い手確保に努めていく。また、焼却施設あるいは加工処理施設等の導入による獣肉の有効活用について、美波町、美波町猟友会相互に連携し検討を進めていく。</p> <p>サルについては、生息状況調査により群れの行動範囲、個体数等を把握し、移動式大型捕獲檻の活用により群れごと捕獲するよう運用していく。</p> <p>ハクビシン、タヌキ、については、捕獲檻等を設置し被害の軽減を図る。</p> <p>アライグマ、アナグマ、ノウサギについては、注意深く見守り、被害確認に努める。</p> <p>鳥獣被害防止対策協議会、地元猟友会、地元農家と連携を図り、地域の現状・要望を把握しつつ、鳥獣被害防止対策を円滑に実施するとともに、徳島県を通じて近接地域との連携も図ることで、総合的な対策を推進する。</p>
---

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>猟友会と委託契約等を結び有害鳥獣捕獲・個体数調整を実施する。</p>
---------------------------------------

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、サル、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、ノウサギ	町が所有する捕獲檻の貸出・運用 狩猟免許取得の促進 被害情報、目撃情報の情報共有
令和6年度	〃	〃
令和7年度	〃	〃

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県が策定している適正管理計画および直近3ヵ年の捕獲実績を参考に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	280	280	280
サル	90	90	90
ニホンジカ	750	750	750
ハクビシン	100	100	100
タヌキ	110	110	110

捕獲等の取組内容
イノシシ、ニホンジカ、サルについては、引き続き報奨金制度を維持し、捕獲を円滑に進める。 サルについては、大型捕獲檻を活用した捕獲を行うとともに、追い払いや一斉捕獲を講じる。 年間を通して被害が発生しているので、有害駆除による年間を通じた捕獲を進める。また、猟友会員の増加を図り、猟期中においては、狩猟圧を高めるよう努める。 引き続き捕獲檻の導入・設置による捕獲やくくりわなの研修など捕獲技術の向上に努める。 タヌキ、ハクビシン等は、捕獲檻の貸出しを行い、住民自らによる捕獲を推進し積極的に捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型のイノシシ、シカに対しては、散弾銃では手負いになってしまう恐れがあるため、バックストップがある場合等、危険性がない場合に限り使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、サル、ニホンジカ	自力施工による進入防止柵（電気柵、金網柵、ネット柵、複合柵）の導入補助  300m	自力施工による進入防止柵（電気柵、金網柵、ネット柵、複合柵）の導入補助  300m	自力施工による進入防止柵（電気柵、金網柵、ネット柵、複合柵）の導入補助  300m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、サル、ニホンジカ	侵入防止柵の効果を維持するため、破損箇所等の補修を補助していく。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、サル、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン	地域において、地域住民が主体的、自主的に緩衝帯の整備、追い払い活動が行なえるような体制整備の確立を目指す。 また、放任果樹伐採など耕作放棄地を解消し、獣害を集落に寄せ付けない環境作りを支援する。
令和6年度	〃	〃
令和7年度	〃	〃

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美波町	有害鳥獣捕獲の許可、情報収集・提供

美波町猟友会	狩猟・有害鳥獣捕獲の実施
牟岐警察署	情報提供・助言・指導
鳥獣保護監視員	有害鳥獣に関する助言・指導
美波農業支援センター	美波町との調整等・情報提供・助言・指導
徳島県南部総合県民局 保健 福祉環境部（阿南）環境担当	美波町との調整等・情報提供・助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制

<p>住民等からの目撃情報 → 美波町（鳥獣担当課）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【庁内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災担当課（各種対応）</li> <li>・ 教育委員会（学校等への連絡）</li> </ul> <p>【庁外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美波町猟友会</li> <li>・ 牟岐警察署</li> <li>・ 鳥獣保護員</li> <li>・ 美波農業支援センター</li> <li>・ 南部総合県民局 保健福祉環境部（阿南）環境担当</li> </ul>
---

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した有害鳥獣は、捕獲現場での埋設を基本とするが付近に埋設場所がない場合は、捕獲者自らの土地へ運搬し、周囲の環境に害を及ぼさない形で埋設処理を行う。</p>
--

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	/
ペットフード	
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

—
---

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	美波町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
美波町	鳥獣被害対策事業の実施・検討 鳥獣被害対策の普及・啓発
かいふ農業協同組合 美波町農業委員会	鳥獣被害実態調査、被害状況等情報提供 鳥獣被害対策の普及・啓発、情報提供
美波町猟友会	有害捕獲・個体数調整及び鳥獣被害実態調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南部総合県民局保健福祉環境部 美波農業支援センター	美波町内の鳥獣被害対策への助言及び支援

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

美波町(町長が指名した職員)で鳥獣被害対策実施隊を結成し、捕獲や防護柵の設置のほか、被害対策への取り組みを進める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村と連携を図り、鳥獣の生息状況や被害状況の把握に努め、鳥獣被害防止に関する効果的な対策等について情報交換を行う。